

入札時に提出する工事費内訳書の取扱いについて

平成 27 年 3 月 27 日

総務部管財課

平成 26 年 6 月 4 日に公布された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）の一部改正により、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、金額にかかわらず入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

このことにより平成 27 年度から市発注のすべての工事入札案件について、入札書と併せて工事費内訳書の提出をいただくこととなります。

1. 対象工事

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告、通知する競争入札案件

平成 27 年 4 月 1 日以降に依頼する見積案件

2. 作成

(1) 記載事項（内訳書の余白への挿入または表紙への記載）

①提出年月日（入札日等）

②入札（見積）者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印

※代表者には継続して委任を受けている者を含む。電子入札の場合、代表者印は不要。

③工事名及び工事場所

④工事費の内訳

※2（2）参照。

(2) 内訳書明細

工事費の内訳は一番上位の項目から第 3 段階のレベル（明細）まで必要。

数量総括表の項目の下に見積参考資料の詳細な明細を記載することは可能。

①土木工事等

A) 工事区分 B) 工種 C) 種別（明細書）

②建築工事等

A) 種目 B) 科目 C) 中科目

③その他工事

工事の種類に応じ①または②に準じる。

この他、工事費内訳明細書、工事積算書については、入札時の提出は不要だが低入札調査基準価格を設定した工事（解体工事を除く 500 万円以上の案件）において調査対象となった場合に必要となるため作成しておくこと。

3. 審査

提出された工事費内訳書の内容を審査し基準を満たさない場合はその入札を無効とする。

(1) 審査対象

原則、落札候補者のみを審査。

(2) 対象者の工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

- ①工事費内訳書の提出がない
- ②工事費内訳書に入札（見積）者の商号又は名称、代表者印及び工事名がない（電子入札の場合代表者印不要）
- ③工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない
- ④設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としている
- ⑤工事費内訳書に値引き表示をしている
- ⑥工事費内訳書のタテヨコ計算に違算がある
- ⑦設計図書である工事数量総括表の記載項目が未記載である（他項目や明細書に一括計上し内訳の判らないものを含む。）

4. その他

- ・提出された工事費内訳書の引換、変更または撤回（取消）は認めません。
- ・提出された工事費内訳書は低入札調査に用いる場合があります。
- ・提出された工事費内訳書は公正取引委員会及び島根県警察本部に提出する場合があります。